13　法第六十六条の十三第十二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の同条第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用せず、かつ、当該対象事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該対象事業年度の所得の金額のうち基準通算所得等金額（第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。）に達するまでの金額とする。

一　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該通算法人の当該対象事業年度及び他の通算法人（法第六十六条の十三第十二項に規定する他の通算法人をいう。以下この条において同じ。）の他の事業年度（同項に規定する他の事業年度をいう。以下この条において同じ。）の通算前所得金額の合計額から他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額を控除した金額

ロ　次に掲げる金額の合計額

(1)　法人税法第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の七の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該通算法人の当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同法第五十七条第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたものを含む。）

(2)　法人税法第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の七の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同法第五十七条第二項の規定により当該他の通算法人の欠損金額とみなされたものを含む。第十五項において「控除未済欠損金額」という。）の合計額

二　当該通算法人の当該対象事業年度の通算前所得金額

三　他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

14　第十二項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十一条の二第一項又は第六十一条の三第一項の規定により法第六十六条の十三第十二項の通算法人の対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額、法人税法第五十九条第三項の規定により当該対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（法人税法施行令第百十二条の二第八項の規定により同項に規定するないものとされた欠損金額とみなされる金額を除く。）、同法第五十九条第四項の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（同法第五十七条第五項の規定によりないものとされる金額を除く。）及び当該対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

15　第十三項の場合において、他の通算法人の他の事業年度の控除未済欠損金額が当初控除未済欠損金額（他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の控除未済欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初控除未済欠損金額を他の通算法人の他の事業年度の控除未済欠損金額とみなす。

16　第十三項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、前項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。

3　前項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十九条の三十三の三を削り、第三十九条の三十三の四を第三十九条の三十三の三とし、第三十九条の三十三の五を第三十九条の三十三の四とする。

第三十九条の三十五の四第一項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この条において「令和四年改正法」という。）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和四年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の規定

第三十九条の三十五の四第三項第一号中「、第五十六条」を削り、同項に次の一号を加える。

七　令和四年改正法附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和四年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の規定

第三十九条の三十五の四第五項に次の一号を加える。

四　令和四年改正法附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和四年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の規定

第三十九条の三十六第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八号を削り、同条第九号を同条第七号とし、同条第十号を同条第八号とし、同条第十一号を同条第九号とし、同条に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の規定

第四十条の二の二第四項第一号中「に森林法」の下に「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を加える。

第四十条の四の二第三項を次のように改める。

3　法第七十条の二第二項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準若しくは同項第二号に規定する住宅用家屋が昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることとする。

第四十条の四の二第九項中「又は経過年数基準」を削る。

第四十条の五第二項を次のように改める。

2　法第七十条の三第三項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準若しくは同項第二号に規定する住宅用家屋が昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることとする。

第四十条の五第七項中「又は経過年数基準」を削る。

第四十条の六第七項に次の一号を加える。

十四　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定

第四十条の六第十一項第四号中「又は同法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をした場合（これらの」を「当該」に改め、同号イ中「これらの」を「当該」に改め、同条第二十項中「同項に規定する農用地利用集積計画」を「同項に規定する農用地利用集積等促進計画」に、「同条第八項に規定する農用地利用集積計画」を「当該農用地利用集積等促進計画」に、「同条第一項の規定の適用を受ける同項の」を「当該」に、「農用地利用集積計画に」を「農用地利用集積等促進計画に」に改め、同条第二十七項中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第五十二項中「貸付けが」を「特定貸付けが」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする農地等が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第八条第一項の都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する農地中間管理事業を行う同条第四項に規定する農地中間管理機構が存する場合における当該農地中間管理機構の同条第三項に規定する事業実施地域に存しない場合

第三十九条の三十五の四第一項第四号中「第十項まで」の下に「及び第十四項」を加える。